

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、

1. 法令違反の発生を予防・防止し「経営の適法性」を確保する。
2. ステークホルダー等に対する説明責任を重視・徹底する。
3. 迅速、適切なディスクロージャーを行う。

を基本として、日々、コーポレートガバナンスの強化・充実に図っていくことであります。

そのために必要とされる社内組織を敷いております。

経営機関制度につきましては、重要事項に関する意思決定及び監督機関としての取締役会、業務執行機関としての代表取締役、監査機関としての監査役会という会社法において規定している株式会社の機関制度を基本としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使・招集通知の英訳】

議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳は未対応であります。今後の株主構成を踏まえ、対応を検討してまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬・自社株報酬などの設定】

経営陣の報酬は、現金報酬と自社株(ストックオプション)を併用しております。本コードの主旨を踏まえ、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬の適切な割合等につきましては今後検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しており、全員を独立役員として届けております。

独立社外取締役の複数選任につきましては、組織体制を踏まえ、検討を進めてまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は監査役会設置会社で、2名の独立社外監査役を含む3名の独立役員が、それぞれ客観的な立場から意見を述べており、取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任を果たせる体制になっていると考えております。取締役の指名・報酬に関しましては、任意の諮問機関は設置していませんが、独立役員の(関与・助言について)機能の強化を進めてまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保】

取締役会の実効性の分析・評価及び結果の開示につきましては、今後検討を進めてまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は変化の激しいIT業界にあり、現時点では中期的な数値目標を設定し適切な情報を提供することが困難であることから開示いたしておりません。なお、定性的な説明においては、株主の皆様へ解りやすく、明確な説明を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、お客様やお取引様の株式を保有することが、継続的な関係強化に必要であり、当社の企業価値向上に役立つと判断した場合に、株式を保有する方針です。また、保有株式については期末毎に検証を実施しており、議決権行使については、議案が当社の企業価値向上に寄与するかを基準にして実施しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は社内規程である「取締役会規程」において、当社の役員や主要株主等との関連当事者間取引については取締役会での承認事項としております。なお、現状での関連当事者間取引は、グループ会社間取引だけであり、この内容も全て取締役会で報告されております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念については、当社ホームページにて開示しております。

(<http://www.fuetrek.co.jp/company/index.html>)

また当社の経営戦略(経営施策)等については、有価証券報告書等にて開示しております。

(<http://www.fuetrek.co.jp/ir/library/securities.html>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本方針については、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役の報酬決定の方針と手続きについては、各役員の報酬は会社の業績や社員給与等を考慮し、株主総会で承認された限度内で報酬の総額を取締役会で承認し、各役員への配分は代表取締役が決定しております。

(4) 役員候補の指名に関しては、事業及び会社経営に対して有効な、高い見識と経験及び専門性を有する人物を選定し、社外取締役を含む取締役会で審議し決定しております。

(5) 社外取締役、社外監査役の選任理由は、本報告書「II-1. 機関構成・組織運営等に係る事項」、有価証券報告書及び株主総会招集通知に記載しております。社内役員候補の選任理由につきましては、今後株主総会招集通知に記載することを検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務】
当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、業務執行を迅速に行える様に「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の独立性判断基準については、会社法における社外取締役の要件及び東京証券取引所の定める基準を参考に策定し、公表につきましては、有価証券報告書へ記載しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会の構成は、各事業の知識、経験、能力等のバランスと多様性を考慮し、事業及び会社経営に精通した取締役4名と、経営に対する高い見識、会計における専門的知識を有し、客観的かつ中立的な立場から監視及び助言・提言が期待できる社外取締役1名及び監査役3名(うち、社外監査役2名)の計8名(うち、独立役員3名)となっております。取締役・監査役候補の選任に関する方針と手続きにつきましては、「原則3 - 1」に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】
社外取締役及び社外監査役には、他の会社の役員を兼任しているものもありますが、当社の役員としての役割・責務を果たすために十分な時間と労力を振り向けられていると考えております。
取締役・監査役の兼職の状況につきましては、株主総会招集通知添付の事業報告及び株主総会参考書類に記載しております。
(<http://www.fuetrek.co.jp/ir/library/meeting.html>)

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】
社内外問わず、役員にはeラーニング等のスキル向上の環境を提供し、社内役員に対しては適時役員としての知識習得のための社内研修会開催や外部セミナー等を活用いたしております。
また、新任の役員には、書籍提供や外部セミナー等の活用を行い、取締役の役割と責任についての理解を深める機会を提供しております。社外役員は、定期的に開催している当社各部門の事業報告会等に参加し、事業の現状を把握しております。これらに関する書籍の購入やセミナー参加などの費用は当社が負担しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】
(1)当社のIR活動は、経営管理課が担当しており、管理部門の担当取締役が統括しております。
(2)IR体制については、管理部門の担当取締役がIR関係部門である経営管理課、総務課、経理課、及び法務・知財部を管掌しており、必要に応じて社内各部門から情報を招集する体制をとっております。
(3)当社は、株主及び投資家との建設的な対話に向け、投資家説明会を開催すると共に、説明内容は当社ホームページ上で公表いたしております。
(<http://www.fuetrek.co.jp/ir/briefing.html>)
(4)株主及び投資家との対話内容につきましては、必要に応じて社内関係者に情報展開しております。
(5)IR管掌取締役は、情報責任者を兼ねており、社内規程である「インサイダー取引規程」を定め、情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤木 英幸	1,941,200	20.84
株式会社NTTドコモ	568,000	6.09
株式会社SBI証券	343,600	3.68
鈴木 章久	233,100	2.50
日本証券金融株式会社	207,900	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	150,100	1.61
株式会社フェイス	128,000	1.37
楽天証券株式会社	110,400	1.18
古谷 利昭	100,800	1.08
マネックス証券株式会社	90,961	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奥田 孝雄	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥田 孝雄	○	——	弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。 また、東京証券取引所の定める独立性の判断基準のいずれにも該当しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、当社の独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査は、監査計画書に基づき、各監査役の職務分担に応じて実施しております。会計監査人とは、監査計画の説明、監査結果の報告等を求めると共に、監査時の立会い、報告事項の相互伝達等により監査のコミュニケーションを図っております。
内部監査室とも積極的に情報交換を行い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
津田 由紀夫	他の会社の出身者													
伊藤 弥生	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 由紀夫	○	株式会社UKCエレクトロニクス(旧社名：株式会社ユーシーエス)を退職して5年以上経過しており、意思決定に対して影響を与えることは無いと判断しております。取引関係は極めて少なく、重要な取引先ではありません。	半導体業界に長年携わられた経験や企業経営者として高い見識を有し、業界の状況にも精通しており客観的かつ中立的な経営監視が可能と考えていることから、社外監査役として選任しております。 また、兼務先と当社との取引関係、その他の利害関係はなく、同氏は東京証券取引所の定める独立性の判断基準のいずれにも該当しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、当社の独立役員として指定しております。

伊藤 弥生	○	_____	公認会計士の資格を有し財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験により、経営の監視や適切な助言をいただけていることから、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性の判断基準のいずれにも該当しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、当社の独立役員として指定しております。
-------	---	-------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
取締役会及び監査役会に出席し、重要事項の審議、決定、監査を行っております。
社外監査役津田由紀夫は、平成28年度開催の取締役会16回のうち15回、監査役会13回のうち13回に出席しております。
社外監査役伊藤弥生は、平成28年度開催の取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する貢献意欲を高め、もって業績を向上させることを目的として採用しております。
第1回ストックオプション
平成17年6月22日開催の定時株主総会においてストックオプションの付与を決議され、平成20年6月30日に執行期間が完了しております。
第2回ストックオプション
平成23年6月17日開催の定時株主総会においてストックオプションの付与を決議され、平成27年4月2日に執行期間が完了しております。
第3回ストックオプション
平成26年6月20日開催の定時株主総会においてストックオプションの付与を決議されております。
平成28年6月22日現在において、当社取締役への割当ては、15,000株であります。
第4回ストックオプション
平成27年6月19日開催の定時株主総会においてストックオプションの付与を決議されております。
平成28年6月22日現在において、当社取締役への割当ては、18,000株であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役(社外取締役を除く)の報酬等として相当であると存じます。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役及び監査役の報酬等の総額を開示しております。
年間報酬等の総額131百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポート業務は、管理部が担当しており、電子メール、電話、資料の郵送等により伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社の機関として会社法に規定する取締役会及び監査役会を設置しており、重要な業務執行の決議、監督並びに監査を行っております。

当社は、平成29年6月23日開催の定時株主総会において社外取締役1名を選任いたしました。2名の社外監査役と共に当社の経営を監視できる体制とし、健全性を確保してまいります。

取締役会

取締役会は、平成29年6月26日現在取締役5名(うち社外取締役1名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。

月1回の定例開催及び必要に応じて臨時に開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を逐次監督しております。

監査役会

監査役会は、平成29年6月26日現在監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。

月1回の定例開催及び必要に応じて臨時に開催するようにいたしております。監査役2名は、コーポレート・ガバナンスの強化を目的に、社外からの人材となっており、ガバナンスの運営状況及び経営の日常活動の監視を行っております。

経営会議

当社グループの全般的な業務執行や重要な業務の実施に関する事項等を協議する場として月1回その他必要に応じて開催しております。平成29年6月26日現在メンバーは、取締役及び代表取締役が指名する者で構成されております。当経営会議におきましては、必要に応じて取締役会議題における事前討議等も行い、円滑な業務の執行に努めております。

内部統制委員会

当社グループの全般的なリスク事項を洗い出し、その頻度や重要度、対応策を協議する場として月1回その他必要に応じて開催しております。平成29年6月26日現在メンバーは、取締役及び代表取締役が指名する者で構成されております。

会計監査の状況

当社の会計監査は有限責任監査法人トーマツを起用しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、井上嘉之、目細実の2名であり、継続監査年数は7年以内であります。また監査業務に係る補助者の構成につきましては、公認会計士7名、その他4名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社の機関として会社法に規定する取締役会及び監査役会を設置しており、重要な業務執行の決議、監督並びに監査を行っております。

社外取締役は、豊富なビジネス経験等を通じて培った見識に基づく助言を頂けるものと考えております。

社外監査役は、様々な経歴、専門性及び経験等を通じて、客観的かつ公正に当社の経営を監視できる体制を整備しています。また、継続的に内部統制システムの改善を図るとともにその適切な運用に努め、経営の経営監視機能や健全性を確保できていると考えているため、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を避け、平成29年6月23日(金曜日)に開催をいたしました。より多くの株主の皆様が株主総会に出席して頂けるよう今後も集中日を回避した日程で開催していく方針であります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上半期及び下半期に各1回開催しており、当社事業内容及び業績動向について、上半期に代表者自身が、下半期に管理部門の担当取締役が説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回開催しており、業績内容について経営企画部門の担当取締役が説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR資料は、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部経営管理課をIR担当部署とし、業務を遂行しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社は企業の社会的責任(CSR)を果たし、株主、取引先、従業員など様々なステークホルダーから信頼されることが事業活動に不可欠であると認識しております。そのために必要とされるコーポレートガバナンスに関し、「当社の企業経営は、株主様、お取引様等に対するディスクロージャーの徹底を行うとともに企業統治に必要な社内組織を敷く」を基本的な考えとしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

健全な企業経営を行うためには、リスク管理が必要不可欠であると認識しております。取締役は、取締役会の構成員としてリスク管理体制を構築する責務を、監査役は、取締役のリスク管理の整備・運用を監視する責務を負っております。事業目的に沿って経営を推し進めていくためにも、内部統制システムを構築し、取締役、監査役はその職務を正しく遂行しなければならないと考えております。

当社における内部統制システムの整備につきましては、平成18年5月10日開催の取締役会において「内部統制の基本方針」(平成29年4月21日開催の取締役会において改定)を決議いたしました。

取締役及び使用人の職務執行・リスク管理にかかる体制、監査役のチェック体制等について、その方針を定めましたので、同方針に基づき内部統制を高めてまいります。

当社における「内部統制の基本方針」は次のとおりであります。

(内部統制の基本方針)

「株式会社フットレックは、社会の変化に柔軟に対応して、その時代に求められる商品を追求し、継続的に発展する会社を目指す。」との経営理念をふまえ、会社法及び会社法施行規則に基づく内部統制の基本体制を次のとおりとしております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループ行動規範に則り、グループ会社役職員に法令および社内規程の啓蒙、遵守を諮り、企業倫理に適した行動を求める。
- (2) 法令遵守の徹底を図るため、リスク管理規程に基づき、部門統括取締役及び子会社代表取締役がコンプライアンス責任者に任命されており、各コンプライアンス責任者はコンプライアンスの遵守状況等を内部統制委員会に報告する。また部門外の社外を含む役員については、コンプライアンス責任者である管理担当取締役が遵守状況等を報告する。
- (3) 意思決定・業務執行に伴うグループ会社間、組織間、組織内の牽制を適切に行い、また報告漏れがないように行なうため諸規程を制定し、適切な運用に努める。
- (4) 内部監査部門が各部門及びグループ子会社の内部監査を行い、業務の適切な執行状況を確認し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 「取締役会」、「経営会議」、その他重要会議における情報、取締役の職務執行に係る情報等について、文書管理規程、機密保持規程に従い保存ならびに管理を行う。
- (2) 主管部署及び文書保管部署は、取締役の職務の執行に関する文書について、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、閲覧が可能な方法で保管しなければならないものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) フットレックグループにおけるリスク管理については「リスク管理規程」に定め、周知・啓蒙・遵守を図る。
- (2) リスク管理規程に基づき、内部統制委員会を設置し、当社グループにおけるリスク管理体制等内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- (3) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、定められた危機管理体制により対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは次の事項に基づき、取締役の効率的な職務の執行を確保する。

- (1) 当社は、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を原則毎月1回開催するほか、臨時に開催し、当社グループ各社の重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督、監査を行う。
- (2) 業務については、業務分掌規程、子会社管理規程及びその他の規程により、業務分担、職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。
- (3) 当社グループは、グループ各社を網羅する中期経営基本方針及び年度予算を策定し、計画に基づいて業務執行状況を監督する。

5. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの役職員に対する基本原則として、フットレックグループ「経営理念」及び「行動規範」を制定し、当社グループの役職員が遵守すべく、周知・啓蒙に努める。
- (2) 子会社には役員を派遣して、日常の経営をモニタリングするとともに、子会社代表者を取締役会の参加者とし、業績情報その他の重要な情報について定期的な報告を求め、企業集団としての目標共有と連携強化を図る。
- (3) 経営会議に関する規程及び子会社に関する規程を制定し、当社取締役会、当社代表取締役への報告を義務付け、企業集団の重要な情報につき適時適切な収集・伝達を行う。
- (4) 管理担当部門が子会社における内部統制の整備運用状況をモニタリング、改善・支援し、内部監査室が計画的に子会社に対する監査を実施する。
- (5) 内部通報制度については、子会社にも適用し、企業集団として運営する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の監査の実効性を確保するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、人選は監査役と協議の上行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従って監査役業務全般を補佐するものとし、監査業務に関しては取締役の指揮命令権を受けず、取締役からの独立性を確保する。

また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

8. 監査役への報告に対する体制、ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反を発見したとき、その他必要な事項について監査役に報告するものとする。
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。
- (3) 監査役は、稟議書等の決裁書類その他重要な書類を監査のため、閲覧することができる。
- (4) リスク管理規程に基づき、法令違反行為、不正行為及び法令違反の疑義がある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、当社グループ各社内部に各社監査役を窓口とする社内相談室を設置するとともに、外部専門家を窓口とするグループ統一の社外相談室を設置

する。グループ子会社に受け付けられた報告等については、各社監査役(社内相談室)より、当社常勤監査役(社内相談室)に報告する。

(5). 監査役(社内相談室)に報告を行った当社グループ役員に対し、当該報告をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査費用の前払又は償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

(1). 通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役の監査計画に基づき、あらかじめ予算を計上しておく。

(2). その他、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、会社は当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、これを拒むことができず、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1). 監査役会の監査計画に基づき監査が実効的に行えるよう、会計監査人、内部監査室、グループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保する。

(2). 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家を活用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力とは関係を持たず、不当な介入に際しては断固排除することを基本的な考えとする。

また、反社会的勢力排除に向け警察等外部専門機関との連携・通報体制を整備し、有事には組織全体で対応する体制を構築、強化する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

敵対的買収の防衛策につきましては、経営の一般的な課題の一つとして検討しておりますが、具体的な対応を直ちに採るということは考えておりません。従いまして、当事項につきましては該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に関する基本的考え方

当社におきましては、投資判断に影響を与える重要情報が発生した場合には、法令ならびに東京証券取引所の諸規則に準拠して、速やかに、正確かつすべての投資者に対して公平に開示されることが最も基本的な条件であり、そうした条件を実現することが、最も基本的な責務であると強く認識しております。そのために常に投資者の視点に立ちながら重要情報の適時適切な開示を心がけるよう体制を整えております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、情報管理の構築と運用に向け社内制度・規程を明確にするため「インサイダー取引規程(重要情報の適時開示と内部者取引の防止に関する規程)」を制定し、当規程の一部に重要情報についての適時開示項目を設けております。本規程の制定により、開示・公表すべき情報の認識と、情報の管理を一元化することを目的としております。

具体的には、各部署、グループ会社より集められた重要な会社情報については、取締役管理部長を「情報開示・内部者取引管理統括責任者」(以降、情報責任者とする)とし、情報を一元管理する体制をとっております。

情報責任者は開示すべき重要情報を取締役会へ報告し、開示内容等について了承を得るものとしております。ただし、開示に緊急を要する発生事実等の場合には代表取締役の了承を得て開示するものとしております。

重要情報の開示につきましては、情報責任者の統括のもとで管理部経営管理課が、TDnet(適時開示情報伝達システム)を通じて行うこととしております。また、金融商品取引法に規定する情報の開示はEDINETを通じて行うこととしております。なお、公表した情報は、すべて当社ウェブサイト上に速やかに掲載を行います。

発生事実、決定事実、決算情報についての適時開示に係る社内体制は以下のとおりです。

・発生事実

経営上、重要と思われる事実が発生した場合には、発生事実を知った者は速やかに情報責任者にその報告を行います。情報責任者の下に集められた重要情報は、開示が必要である場合、代表取締役の了承を得て、東京証券取引所の適時開示規則に従い、速やかに開示が行われます。

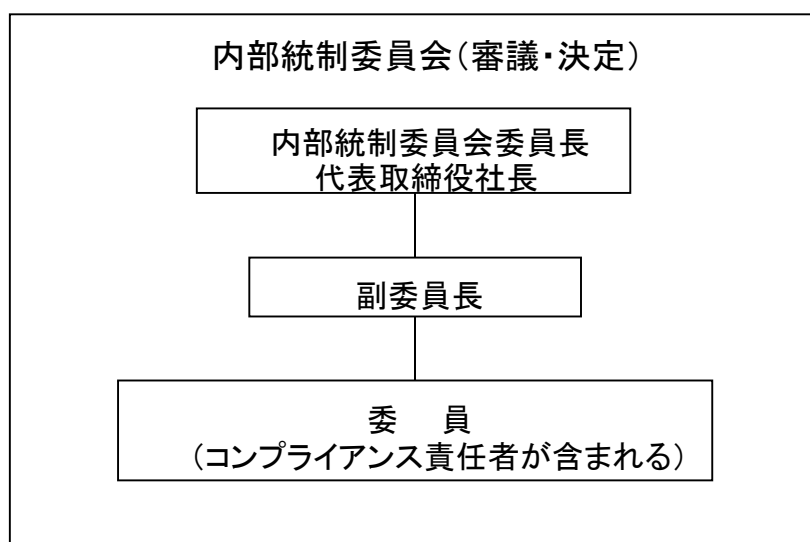
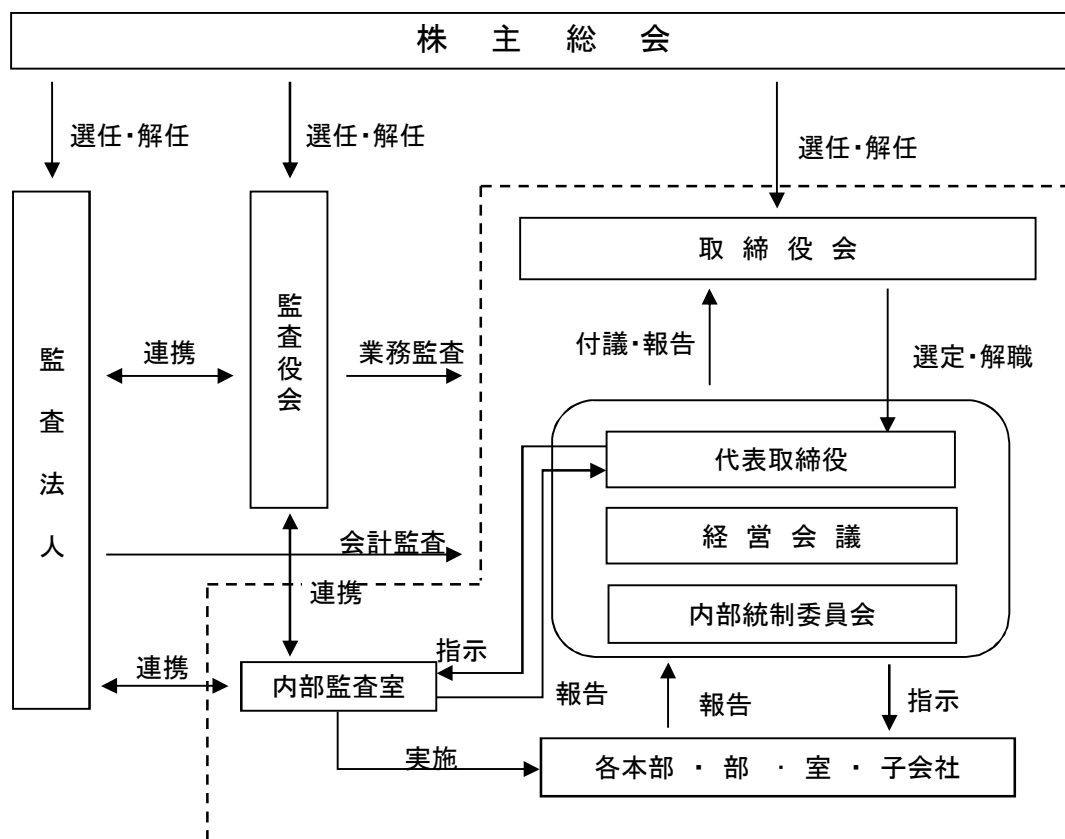
・決定事項

当社におきましては決定事実該当する重要な会社情報に関しては、取締役会または経営会議において審議が行われます。その結果、適時開示が必要との判断がなされた場合には、東京証券取引所の適時開示規則に従い、速やかに開示が行われます。

・決算情報

決算情報に関しましては、管理部経理課にて決算情報に関する開示書類(決算短信、有価証券報告書等)を作成し、経営会議での審議を経て、取締役会で承認後、速やかに開示が行われます。

なお、決算数値に関しては会計監査人、監査役の監査を経て適切な処理を行い、会計監査人の監査については、監査法人による監査及び四半期レビューが行われ、正確かつ迅速な開示に努めております。



(適時開示体制の概要図)

